

令和6年度指定管理者制度 更新・期間延長・指定管理終了 施設一覧

【指定管理更新施設】 令和7年4月1日～

No.	担当課	施設の名称	所在地	前回参照		今回		令和4年度 指定管理料	令和4年度 利用人数	令和4年度 修繕額	備考 (方針内容は公共施設等総合管理計画より)	本庁の意見	支所の意見
				選定 手続	指定 期間	選定 手続	予定 期間						
1	地域づくり推進課	由利本荘市上蛇田集会施設	岩城	指名	10	指名	10	0	記載なし	記載なし	4期（R16）譲渡の方針。3期中に譲渡の周知を予定。と記載あり。譲渡予定の年度の根拠は。	当該施設は、平成16年12月から地元自治会が管理を受託、その費用を負担している。今後は、将来の町内会の世帯規模や集会施設の管理能力を含め、地域住民と話し合いを重ね、次期指定期間内に譲渡か用途廃止を決定するため、令和16年度譲渡予定としたものである。	当該施設は、住民と旧町が国の補助制度を活用して、集会施設を建設し、旧町が集会施設を管理してきた経緯があり、単純に譲渡することには、地域住民にとって大きな抵抗がある状況にあるため、時間をかけて説明し譲渡に対する理解を求める必要がある。
2	地域づくり推進課	由利本荘市滝俣集会施設	岩城	指名	10	指名	10	0	記載なし	記載なし	4期（R16）譲渡の方針。3期中に譲渡の周知を予定。と記載あり。土地は借地。譲渡予定の年度の根拠は。	〃	〃
3	地域づくり推進課	由利本荘市上新谷集会施設	岩城	指名	10	指名	10	0	記載なし	記載なし	4期（R16）譲渡の方針。3期中に譲渡の周知を予定。と記載あり。土地は借地。譲渡予定の年度の根拠は。	〃	〃
4	地域づくり推進課	由利本荘市福俣集会施設	岩城	指名	10	指名	10	0	記載なし	記載なし	4期（R16）譲渡の方針。3期中に譲渡の周知を予定。と記載あり。譲渡予定の年度の根拠は。	〃	〃
5	地域づくり推進課	由利本荘市最上町集会施設	岩城	指名	10	指名	10	0	記載なし	記載なし	4期（R16）譲渡の方針。3期中に譲渡の周知を予定。と記載あり。土地は借地。譲渡予定の年度の根拠は。	〃	〃
6	地域づくり推進課	由利本荘市亀田愛宕町集会施設	岩城	指名	10	指名	10	0	記載なし	記載なし	4期（R16）譲渡の方針。3期中に譲渡の周知を予定。と記載あり。譲渡予定の年度の根拠は。	〃	〃
7	地域づくり推進課	由利本荘市赤平集会施設	岩城	指名	10	指名	10	0	記載なし	記載なし	4期（R16）譲渡の方針。3期中に譲渡の周知を予定。と記載あり。土地は借地。譲渡予定の年度の根拠は。	〃	〃
8	農業振興課	由利本荘市鶴潟交流館	岩城	指名	10	指名	10	0	記載なし	記載なし	3期（R12）譲渡の方針。指定管理者の意向確認を行う予定。と記載あり。譲渡予定の年度の根拠は。 鶴潟集会所との関連は。	支所意見と同じ	法定耐用年数・耐用年数から目標使用年数を30年に設定。当初は目標使用年数を経過した令和7年度を譲渡予定年度としたが、世帯数の多い自治会（7町内・343世帯）で意向確認に時間を要するため、令和12年度を譲渡予定年度とした。上記のとおり世帯数の多い自治会であり、範囲も広いことから、当時の岩城町が複数の集会施設（鶴潟集会所と鶴潟交流館）を建設した。
9	農業振興課	由利本荘市農林漁家婦人活動促進施設「六呂田会館」	岩城	指名	10	指名	10	0	記載なし	記載なし	2期（R8）譲渡の方針。指定管理者の意向確認を行う予定。と記載あり。指定管理するか。するとしたら期間は。	〃	10年間の指定管理とし、指定管理者が令和8年度での譲渡を希望する場合は、令和7年度中に手続きを行う。希望しない場合は、令和7年度での廃止の方向で協議を行う。
10	農業振興課	由利本荘市高齢者生きがい発揮促進センター「富田会館」	岩城	指名	10	指名	10	0	記載なし	記載なし	3期（R11）譲渡の方針。指定管理者の意向確認を行う予定。と記載あり。譲渡予定の年度の根拠は。	〃	法定耐用年数・耐用年数から目標使用年数を30年に設定。目標使用年数を経過した令和11年度を譲渡予定年度とした。
11	農業振興課	由利本荘市女性・若者等活動促進施設「泉田会館」	岩城	指名	10	指名	10	0	記載なし	記載なし	4期（R14）譲渡の方針。指定管理者の意向確認を行う予定。と記載あり。譲渡予定の年度の根拠は。	〃	法定耐用年数・耐用年数から目標使用年数を30年に設定。目標使用年数を経過した令和14年度を譲渡予定年度とした。
12	農業振興課	勝手多目的集会施設	岩城	指名	10	指名	10	0	記載なし	記載なし	2期（R8）譲渡の方針。指定管理者の意向確認を行う予定。と記載あり。指定管理するか。するとしたら期間は。	〃	10年間の指定管理とし、指定管理者が令和8年度での譲渡を希望する場合は、令和7年度中に手続きを行う。希望しない場合は、大規模な修繕が必要となった時点で施設の廃止も検討する。
13	農業振興課	下黒川多目的集会施設	岩城	指名	10	指名	10	0	記載なし	記載なし	2期（R8）譲渡の方針。指定管理者の意向確認を行う予定。と記載あり。指定管理するか。するとしたら期間は。	〃	10年間の指定管理とし、指定管理者が令和8年度での譲渡を希望する場合は、令和7年度中に手続きを行う。希望しない場合は、大規模な修繕が必要となった時点で施設の廃止も検討する。

令和6年度指定管理者制度 更新・期間延長・指定管理終了 施設一覧

No.	担当課	施設の名称	所在地	前回参照		今回		令和4年度 指定管理料	令和4年度 利用人数	令和4年度 修繕額	備考 (方針内容は公共施設等総合管理計画より)	本庁の意見	支所の意見
				選定 手続	指定 期間	選定 手続	予定 期間						
14	農業振興課	下蛇田多目的集会施設	岩城	指名	10	指名	10	0	記載なし	記載なし	2期（R8）譲渡の方針。指定管理者の意向確認を行う予定。と記載あり。指定管理するか。するとしたら期間は。	〃	10年間の指定管理とし、指定管理者が令和8年度での譲渡を希望する場合は、令和7年度中に手続きを行う。希望しない場合は、大規模な修繕が必要となった時点で施設の廃止も検討する。
15	農業振興課	内道川多目的集会施設	岩城	指名	10	指名	10	0	記載なし	記載なし	3期（R9）譲渡の方針。指定管理者の意向確認を行う予定。と記載あり。指定管理するか。するとしたら期間は。	〃	10年間の指定管理とし、指定管理者が令和9年度での譲渡を希望する場合は、令和8年度中に手続きを行う。希望しない場合は、大規模な修繕が必要となった時点で施設の廃止も検討する。
16	農山漁村振興課	由利本荘市上黒川集会施設	岩城	指名	10	指名	10	0	103	0	4期（R15）譲渡の方針。指定管理者の意向確認を行う予定。と記載あり。譲渡予定の年度の根拠は。	国庫補助事業（木造公共施設等整備事業）で整備したとのことであり、処分制限期間が経過するまでは指定管理を継続すべきと考える。	法定耐用年数・耐用年数から目標使用年数を30年に設定。目標使用年数を経過した令和15年度を譲渡予定年度とした。
17	農山漁村振興課	由利本荘市高畑集会施設	岩城	指名	10	指名	10	0	209	0	4期（R14）譲渡の方針。指定管理者の意向確認を行う予定。と記載あり。譲渡予定の年度の根拠は。	〃	法定耐用年数・耐用年数から目標使用年数を30年に設定。目標使用年数を経過した令和14年度を譲渡予定年度とした。
18	農山漁村振興課	由利本荘市二古集会施設	岩城	指名	10	指名	10	0	480	0	3期（R12）譲渡の方針。指定管理者の意向確認を行う予定。と記載あり。土地は借地。譲渡予定の年度の根拠は。	〃	法定耐用年数・耐用年数から目標使用年数を30年に設定。目標使用年数を経過した令和12年度を譲渡予定年度とした。
19	農山漁村振興課	勝手農村公園	岩城	指名	10	指名	10	0	0	0	2期（R8）譲渡の方針。指定管理者の意向確認を行う予定。と記載あり。土地は借地。指定管理するか。するとしたら期間は。施設の必要性から検討。	公園施設の管理を地元町内会で行っていることから、指定管理を更新すべきと考える。	公園施設は、今後、大規模修繕を行わず、使用できなくなれば解体することになるが、それまでは地元町内会が管理するよう指定管理を更新したい。 なお、施設が無くなり、農村公園を廃止する際に、土地は所有者へ返還する。
20	農山漁村振興課	上新谷農村公園	岩城	指名	10	指名	10	0	0	0	2期（R8）譲渡の方針。指定管理者の意向確認を行う予定。と記載あり。指定管理するか。するとしたら期間は。施設の必要性から検討。	〃	公園施設は、今後、大規模修繕を行わず、使用できなくなれば解体することになるが、それまでは地元町内会が管理するよう指定管理を更新したい。
21	農山漁村振興課	下黒川農村公園	岩城	指名	10	指名	10	0	73	0	2期（R8）譲渡の方針。指定管理者の意向確認を行う予定。と記載あり。指定管理するか。するとしたら期間は。施設の必要性	〃	〃
22	農山漁村振興課	六呂田農村公園	岩城	指名	10	指名	10	0	0	0	3期（R9）譲渡の方針。指定管理者の意向確認を行う予定。と記載あり。指定管理するか。するとしたら期間は。施設の必要性	〃	〃
23	農山漁村振興課	福俣農村公園	岩城	指名	10	指名	10	0	16	0	2期（R8）譲渡の方針。指定管理者の意向確認を行う予定。と記載あり。指定管理するか。するとしたら期間は。施設の必要性	〃	〃
24	建築住宅課	愛宕集会所	岩城	指名	10	指名	10	0	172	指20,000	4期（R18）譲渡の方針。町内と協議し譲渡する。と記載あり。譲渡予定の年度の根拠は。	譲渡には町内会と十分な協議が必要。更新期間は10年間の再設定が妥当と考えられる。 更新後の協議において、更新期間の満了（4期中R16）をもって譲渡することを目標とし、早期に協議が整う場合は期間内譲渡を可とする対応が望ましい。	譲渡予定年度は、4期中には譲渡を行うという課の方針より設定した。そのため、今後町内会との協議次第で年度が変更になる可能性あり。
25	建築住宅課	鶴潟集会所	岩城	指名	10	指名	10	0	99	0	4期（R18）譲渡の方針。町内と協議し譲渡する。と記載あり。譲渡予定の年度の根拠は。鶴潟交流館との関連は。	〃	譲渡予定年度は、4期中には譲渡を行うという課の方針より設定した。そのため、今後町内会との協議次第で年度が変更になる可能性あり。 鶴潟交流館とは町内会が違うため、それぞれの町内会との協議となる。
26	建築住宅課	天鷲団地集会所	岩城	指名	10	指名	10	0	0	0	4期（R18）譲渡の方針。町内と協議し譲渡する。と記載あり。譲渡予定の年度の根拠は。	〃	譲渡予定年度は、4期中には譲渡を行うという課の方針より設定した。そのため、今後町内会との協議次第で年度が変更になる可能性あり。
27	建築住宅課	緑ヶ丘集会所	岩城	指名	10	指名	10	0	2,144	指72,280	4期（R18）譲渡の方針。町内と協議し譲渡する。と記載あり。譲渡予定の年度の根拠は。	〃	譲渡予定年度は、4期中には譲渡を行うという課の方針より設定した。そのため、今後町内会との協議次第で年度が変更になる可能性あり。

令和6年度指定管理者制度 更新・期間延長・指定管理終了 施設一覧

No.	担当課	施設の名称	所在地	前回参照		今回		令和4年度 指定管理料	令和4年度 利用人数	令和4年度 修繕額	備考 (方針内容は公共施設等総合管理計画より)	本庁の意見	支所の意見
				選定 手続	指定 期間	選定 手続	予定 期間						
28	文化・スポーツ課	大平スキー場	東由利	指名	4	指名	5	3,980,000	3,160	市3,971,000	4期（R14）廃止の方針。公共施設等総合管理計画で「利用状況や財政状況を考慮し、ナイターの終了や規模の縮小を行う。」とあるので、運営方法について検討が必要。	直営時代と比較すると利用者が増加し、指定管理者制度を導入したことで成功している施設の一つと考える。ただし、現在の指定管理者（東由利スキークラブ）以外では、指定管理料の高騰が考えられることから、今後も1者指名が良いと考える。施設面では、小規模修繕の範囲内で施設を維持しつつ、大規模な修繕が発生し、多額の費用がかかると見込まれる場合は廃止とする。	令和3年度より指定管理制度に移行し、東由利スキークラブのX(旧ツイッター)による発信やクラウドファンディング、冬まつりの開催などもあり、指定管理以前に比べて、利用者が増えている（R2利用者1,665人→R3利用者3,356人、R4利用者3,160人）。施設は老朽化しているものの、スキー初心者の利用としては適した場所であり、東由利スキークラブの適切な維持管理等もあり、高額とまらない範囲で修理等を行えば、引き続き運営していける状況にある。ナイタースキーについても、日平均30人（全体利用者の約25%）の利用があり、ナイター照明設備に支障が無い限りナイター運営を続けていきたい。選定手続については、東由利スキークラブ以外では人件費等が高くなり、指定管理料が高騰する可能性がある。また、施設管理のノウハウは東由利スキークラブに勝るものはない状況にある。東由利スキークラブが高齢化等を理由として指定管理を受けられないとの意向がない限り、東由利スキークラブ1者の指名が良いと思う。

令和6年度指定管理者制度 更新・期間延長・指定管理終了 施設一覧

【指定管理期間延長施設】 1年延長し、～令和8年3月31日

No.	担当課	施設の名称	所在地	前回参照		延長後		令和4年度 指定管理料	令和4年度 利用人数	令和4年度 修繕額	備考 (方針内容は公共施設等総合管理計画より)	本庁の意見	支所の意見
				選定 手続	指定 期間	選定 手続	予定 期間						
1	観光振興課	展望コテージ (現在A～F棟の6棟で運営)	矢島	指名	4	-	5	600,000	1,808	市51,700	公共施設等総合管理計画に「大規模改修が必要となるまで使用(新たな投資を行わない施設)」と記載があるが、指定管理する以上、修繕は必要になる。大規模修繕の明確化。 南由利原・大小屋・花立・八塩のキャンプ場のあり方についても一定の将来方針を明確にする。 R6年度解体予算を要求と記載あり。解体の有無にかかわらず施設廃止して指定管理から除外でいいのでは。 E・F棟は2期(R7)解体の方針と記載あり。指定管理する施設の整理が必要。	コテージ単体での運営することよりも、花立地域の施設一体での管理運営することが望ましいことから、矢島農林水産処理加工施設等と合わせた更新にすべきととらえ、支所の意見と同様に1年間の指定管理延長としたい。 尚、将来的にはコテージを10棟で運営することを想定していることから、老朽化が激しい白樺コテージでは、修繕が必要になった段階で廃止する方向とする。	コテージの指定管理者である株式会社鳥海高原ユースパークは、花立地区において「矢島農林水産物処理加工施設」及び「矢島農林水産物処理加工施設・資料展示室」の指定管理者にもなっており、その期間は令和4年4月1日から令和8年3月31日までとなっている。 そのため、コテージを含め花立地区周辺施設の一体管理をするべくコテージの指定管理期間を1年延長し、周辺とあわせた施設更新を検討する。
2	観光振興課	白樺コテージ (現在A～F棟の6棟で運営)	矢島	指名	4	-	5						
3	観光振興課	草原コテージ (現在A～F棟の6棟で運営)	矢島	指名	4	-	5						

【指定管理終了施設】 ～令和7年3月31日

No.	担当課	施設の名称	所在地	前回参照		今回		令和4年度 指定管理料	令和4年度 利用人数	令和4年度 修繕額	備考 (方針内容は公共施設等総合管理計画より)	本庁の意見	支所の意見
				選定 手続	指定 期間	選定 手続	予定 期間						
1	農業振興課	君ヶ野多目的集会施設	岩城	指名	10	-	-	0	記載なし	記載なし	指定管理者からR7年度譲渡の希望あり。と記載あり。土地は借地。譲渡のスケジュールは？	支所意見と同じ	令和6年度中に修繕・事務手続きを行い、年度末での引渡しとしたい。
2	文化・スポーツ課	勝手多目的屋内体育施設	岩城	指名	10	-	-	0	記載なし	記載なし	2期(R7)廃止の方針。譲渡先がないため、指定管理終了後廃止。記載あり。条例廃止のスケジュールは？	令和6年度をもって用途廃止(令和6年12月議会に条例廃止案予定)	令和3年度に令和6年度以降指定管理を更新しない旨の確認書を徴取している。6年度中に用途廃止し、解体後に普通財産化。
3	文化・スポーツ課	上新谷多目的屋内体育施設	岩城	指名	10	-	-	0	記載なし	記載なし	2期(R7)廃止の方針。譲渡先がないため、指定管理終了後廃止。記載あり。条例廃止のスケジュールは？	//	//